

令和6年度長崎市上下水道局公用車広告募集要項

長崎市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が取扱う公用車への広告掲載を下記のとおり募集します。

1 募集の内容

(1) 募集する公用車

車両の種類	募集台数	掲載位置	広告のサイズ
軽貨物自動車	20台程度	両側面ドア及び後面ドア (最大3面)	車両1台につき 3面合わせて最大0.5㎡

※広告を掲載する車両は、稼働率が高い車両を優先しますが、車両の指定はできません。

(2) 広告の掲載期間

掲載期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのうち、希望する期間とします。

なお、掲載期間の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲載開始日は最初の開庁日とし、掲載終了日は最後の開庁日とします。

(3) 広告料

1か月あたりの広告料は公用車1台につき3,410円（税込）とします。

広告掲載期間に1か月未満の端数があるときでも1か月分として計算します。

(4) 広告の募集期間

令和6年2月1日より随時募集します。なお、先着順としますので、広告が掲載可能な公用車がなくなり次第、募集を停止します。

2 広告の仕様

(1) 広告の材質等

掲載する広告物の素材は、マグネットシートを貼付するものとします。（ただし、令和4年度に特殊フィルムによる掲載申込みを行い、令和6年度も引続き掲載申込みを行う場合をのぞく。）

(2) 広告のデザイン等

掲載する広告は、長崎市上下水道局広告掲載基準により長崎市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に定める基準を満たすものとします。

なお、広告の内容及びデザインが交通事故を誘発し、交通の安全を阻害する恐れがあると上下水道局が判断した場合には、掲載をお断りする場合があります。

(3) 「広告」の明示

掲載する広告の中に、**広告**と表示してください。

なお、表示のサイズは、縦4cm×横6cm以上としてください。

3 費用負担等

- (1) 広告は広告主の費用と責任において作成し、広告の掲載及び撤去に要する費用は広告主の負担とします。
- (2) 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう日程を市と協議してください。また施工の際は市の指示に従ってください。
- (3) 広告掲載期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとします。
- (4) 広告の撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。
- (5) その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と上下水道局が協議の上、解決するものとします。

4 申込み方法等

- (1) 申込みに必要な書類は、次のとおりです。

なお、新規申込の場合で、申込者が長崎市入札参加資格者名簿の登録業者であるときは、次のカ及びクの書類は提出不要です。

また、継続申込の場合は、ア及びエの書類を提出してください。

 - ア 長崎市上下水道局公用車広告掲載申込書（新規・継続）（様式1）
 - イ 広告仕様書（デザイン及びサイズがわかる資料）
 - ウ 掲載位置図
 - エ 誓約書兼同意書（様式2）
 - オ 会社の業務内容がわかる書類（企業パンフレット又はホームページに掲載の企業概要など）
 - カ 法人登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票抄本）※写し可
 - キ 役員名簿（様式3）
 - ク 長崎市税の完納証明書（申請月の前月から遡って3か月以内に発行されたもの）※写し可

なお、証明書の交付方法などのお問い合わせについては、長崎市役所理財部収納課までご連絡ください。（電話：095-829-1130）

- (2) 必要事項を記入のうえ、持参、郵送、メールのいずれかの方法により次のところに提出してください。

（申込み先）〒850-8563 長崎市魚の町4番1号15階

長崎市上下水道局業務部経理課管財係

Mail : gyomu_keiri@city.nagasaki.lg.jp

- (3) 申込みにあたっては、長崎市上下水道局広告掲載要綱第3条の規定により準用する長崎市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）、広告掲載基準及び本募集要項をお読みください。

5 広告主の決定

- (1) 審査

上下水道局は、長崎市上下水道局公用車広告掲載申込書及び広告仕様書等を受理したとき、当

該申込内容が広告掲載要綱、広告掲載基準及びこの募集要項に定める基準（以下「基準等」という。）を満たすものであるか否かについて審査します。

(2) 掲載許可

上下水道局は、前項の審査により当該申込内容が基準等を満たすものであると認めるとき、当該申込内容について、申込みを受理した順番に許可するものとします。

また、許可後に許可決定通知書及び広告料の納入通知書を送付しますので、指定する納入期限までに一括納入していただきます。

(3) 広告掲載の開始

広告を指定場所に納品していただき、広告料のお支払が確認でき次第、掲載開始となります。

ただし、4月に広告掲載を希望する場合に限り、入金確認前に掲載可能としますが、指定期日までの入金が確認できない場合は広告物を撤去します。

6 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲載した広告物について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「長崎市上下水道局公用車広告変更申込書」（様式4）を提出し、あらかじめ上下水道局事業管理者の承認を得るものとします。

7 許可の取り消し

(1) 上下水道局は、以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止するものとします。

ア 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

イ 広告主が上下水道局の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

ウ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

エ 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。

オ 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。

カ 広告主が広告掲載要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

キ 指定期日までに広告料の入金がないとき。

(2) 上下水道局及び広告主においては、当該許可による広告掲載の継続に困難な事由が生じた場合は、双方が協議のうえ、当該許可を取り消すことができるものとします。

(3) 上記(1)(2)により広告の掲載を中止した場合でも、上下水道局は広告主に対して補償を行いません。また、お支払い済みの広告料も返還いたしません。

8 お問い合わせ先（受付時間 平日の8：45～12：00、13：00～17：30）

〒850-8563 長崎市魚の町4番1号 市庁舎15階

長崎市上下水道局業務部経理課管財係

電話：095-829-1204（直通）

Mail：gyoumu_keiri@city.nagasaki.lg.jp